

結婚支援事業利用条件

1 登録資格

- (1) 次の（ア）から（ウ）の条件を全て満たす者とする。
 - （ア）結婚を真剣に考えて交際を希望していること。
 - （イ）年齢20歳以上49歳以下で、独身であること。
 - （ウ）日本国籍を有し、太田市に在住又は在勤であること。
- (2) 暴力団員及び暴力団関係者は登録することができない。

2 登録方法

本人が結婚支援事業事務局（以下、事務局とする）に下記書類を提出し、面談にて申し込むものとする。なお、登録内容に変更が生じた場合には速やかに申し出ること。

- ・登録申請書
- ・写真付身分証明書（運転免許証等の写し）
- ・写真2枚（6ヶ月以内に撮影したもの 縦4.5cm×横3.5cm）
- ・独身証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

※登録時に提出した書類は退会の際に返却はいたしません。

弊社個人情報保護規定等に基づき、速やか且つ適正に廃棄いたします。

3 プロフィール表

- (1) プロフィール表は登録者が記入する。
- (2) プロフィール表の管理は事務局が行う。

4 登録の有効期限並びに再登録申請

登録日から5年間とし、期限満了後も再登録することができる。

再登録は再登録用の登録申請書を使用し、独身証明書を省くことができる。

5 登録料

登録料は、無料とする。

6 イベント参加費

事務局がイベントごとに定めた参加費を、その指示により支払うものとする。

7 イベントの中止

応募状況、その他やむを得ない事情が発生した場合には、イベントを中止することがある。

8 登録の取り下げ・抹消

- (1) 本人の申し出により登録を取り下げることができる。
- (2) 登録者としてふさわしくない行為があった場合には登録を抹消することができる。

9 禁止事項

以下の行為があった場合は、登録の断り又は抹消をする事がある。

- (1) 虚偽の内容を申告することや、不正の手段で登録する行為。
- (2) どちらか一方が交際を断られた場合に、相手に連絡したり接近する行為。
- (3) その他登録者としてふさわしくない行為。

※イベント参加中に迷惑行為と判断した場合は、直ちに退席させることとし、参加費の返金は一切しない。

10 免責事項

各自の責任において情報交換や交際を行い、事務局は一切責任を負わない。

1.1 面談・交際

- (1) 両者が合意した場合は、事務局の同席のもとで面談をすること。
- (2) 面談の結果や交際の状況は、定期的に事務局に報告すること。

1.2 結婚

結婚が決まった場合は速やかに事務局に報告することとし、登録は抹消となる。

1.3 個人情報

事務局が知り得た個人情報は、適正に取り扱うとともに、目的以外には利用はしない。また、本人の承諾なしに第三者に開示しない。

※ただし、法律に基づく開示請求に関しては、この限りではない。

附 則

この条件は、平成28年4月1日から施行する。

この条件は、平成30年10月1日から施行する。

この条件は、平成31年4月1日から施行する。

この条件は、令和元年9月1日から施行する。

この条件は、令和3年4月1日から施行する。